

松本市文化財保護事業補助金交付要綱

昭和57年7月28日

告示第130号

改正 昭和63年10月1日告示第203号

平成8年6月18日告示第211号

平成15年3月31日告示第131号

平成16年7月1日告示第241号

平成25年3月29日告示第150号

平成26年3月31日告示第86号

平成31年3月18日告示第30号

令和元年9月24日告示第106号

(目的)

第1条 この要綱は、文化財の所有者（権限に基づく占有者を含む。）、保持者及び保存団体（指定文化財等を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。）等が行う文化財保護のための事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助額
1 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下、「法」という。）の規定による国の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の6以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
2 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定による県の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
3 松本市文化財保護条例（昭和51年条例第41号。以下、「条例」という。）の規定による指定文化財・	(1) 修理事業 指定文化財の保存のために行う修理及び環境整備事業に要する経費のうち、市	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。ただし、災害復旧に

選定保存技術の管理及び保護のために行う事業	<p>長が認めた経費</p> <p>(2) 管理事業</p> <p>指定文化財の保護のために 行う防災上の工事及び修 理に要する経費のうち、市 長が認めた経費</p>	<p>係る場合は、10分の6以内の 額とし、その額が1,000万 円を超えるときは1,000万 円とする。</p>
	<p>(3) 伝承事業</p> <p>指定文化財の伝承者の養 成及び公開のために必要な 事業に要する経費</p> <p>(4) 保存事業</p> <p>選定保存技術の伝承者の 養成及び技術の練磨のため に必要な事業に要する経費</p>	<p>市長が別に定める額</p>
	<p>(5) 松本城下町の舞台の 保存のために行う修理事業 に要する経費のうち、市長 が認めた経費</p> <p>(6) 戸田家廟園、水野家 廟所、御殿山小笠原家廟所 及び広沢寺小笠原家墓所の 保存のために行う修理事業 に要する経費のうち、市長 が認めた経費</p>	<p>補助対象経費の10分の5 以内の額とし、その額が700 万円を超えるときは700万 円とする。ただし、災害復旧に 係る場合は、10分の6以内の 額とし、その額が1,000万 円を超えるときは1,000万 円とする。</p>
<p>4 法の規定による登録有形 文化財（松本市近代遺産登 録要綱（平成29年告示第 82号）の規定により松本 市近代遺産として登録され た建造物に限る。）の管理 及び保存のために行う事業</p>	<p>(1) 修理事業</p> <p>登録有形文化財の保存のた めに行う修理に要する経費の うち、市長が認めた経費</p> <p>(2) 管理事業</p> <p>登録有形文化財の保存のた めに行う耐震対策工事に要す る経費のうち、市長が認めた 経費</p>	<p>補助対象経費の10分の5 以内の額とし、その額が300 万円を超えるときは300万 円とする。</p>

5 条例の規定による登録文化財の管理及び保存のために行う事業	(1) 修理事業 登録文化財の保存のために 行う修理に要する経費のうち、市長が認めた経費  (2) 管理事業 登録文化財の保存のために 行う耐震対策工事に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が300万円を超えるときは300万円とする。
6 文化財に関係のある地区史又は旧村史等の発行の事業	当該事業に要する経費で調査費及び印刷費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の3以内の額とし、その額が80万円を超えるときは、80万円とする。
7 国、県若しくは市が指定した文化財又は市が認定したまつもと文化遺産に対し、保存、活用及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたもの	当該事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の8以内(委託に係る経費は、10分の5以内)の額とし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。ただし、史跡等の管理に係る原材料費、消耗品及び燃料費については、5万円の範囲内で実費相当額を加算することができる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- (2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費に関する会議録、定款又は規約等に定める手続を経たことを証する書類

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市文化財保護事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ( 1 ) 事業の実施経過及び成果を示す写真
- ( 2 ) 事業に係る収支精算書 ( 様式第 4 号 )
- ( 補則 )

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 ( 昭和 6 3 年 1 0 月 1 日告示第 2 0 3 号 )

この告示は、告示の日から施行し、告示の日以前に発行の事業を実施中のものから適用する。

附 則 ( 平成 8 年 6 月 1 8 日告示第 2 1 1 号 )

この告示は、告示の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 ( 平成 1 5 年 3 月 3 1 日告示第 1 3 1 号 )

この告示は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 1 6 年 7 月 1 日告示第 2 4 1 号 )

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示第 1 5 0 号 )

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 5 年度分の補助金から適用する。

附 則 ( 平成 2 6 年 3 月 3 1 日告示第 8 6 号 )

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 6 年度分の補助金から適用する。

附 則 ( 平成 3 1 年 3 月 1 8 日告示第 3 0 号 )

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年度分の補助金から適用する。

附 則 ( 令和元年 9 月 2 4 日告示第 1 0 6 号 )

この告示は、令和元年 9 月 2 4 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。